

国立大学法人奈良教育大学役員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年 4月22日規則第41号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学役員会（以下「役員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる役員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事

(審議事項)

第3条 役員会は次の各号に掲げる事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見を言う。）及び年度計画に関する事項
- 二 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、役員会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した理事がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 役員会への議案の提出は、学長が行う。

2 理事は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

(会議の成立等)

第6条 役員会は、原則として役員全員の出席をもって成立する。やむを得ない事由で出席できない役員は、あらかじめ学長に対して文書で意見を提出するものとする。

2 役員会の議事は、すべての役員の同意をもって議決する。ただし、これによりがたい事情がある場合は、役員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(監事及び関係職員からの意見聴取)

第7条 役員会は、必要あるときは、監事及び法人関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務の総括及び議事の記録)

第8条 理事(総務担当)は、役員会の事務を総括し、かつ、書記を選任し、議事の要旨を記録させなければならない。

(運営)

第9条 役員会は、原則として1か月に1回開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて、役員会を開催することができる。

3 理事は、学長に対し役員会の開催を要求することができる。この場合において、学長が必要と認めたときは、学長は役員会を開催するものとする。

第10条 この規則に定めるもののほか、役員会の議事及び運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

(事務の処理)

第11条 役員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第41号)

この規則は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。